中国語	日本語訳
《电子信息产品污染控制管理办法》十问十答 2006-03-03	『電子情報製品汚染防止管理弁法』十問十答 2006-03-03
为了帮助广大电子信息企业和关注电子信息产品污染防治工作的人士学习、理解《电子信息产品污染控制管理办法》，我们尝试就一些大家提出的主要问题进行了解答，仅供参考。	数ある電子情報企業と電子情報製品の汚染防止事業に関心をもつ各位の『電子情報製品の汚染防止管理弁法』に関する学習と理解に役立てるべく、ここに主たる問題に対する解答を作成してみた。あくまでも、各位の参考に供されたい。
一、问：信息产业部等七部门为什么要制定《管理办法》，制定这样一部部门规章的目的和意义是什么？	1. 問：情報産業部など 7 つの部門では、なぜ『管理弁法』を制定したのか。こうした部門規則を制定した目的と意義は何か。
答：制定《管理办法》的目的和意义有五个方面：（一）将电子信息产品污染防治作为废旧电子信息产品回收处理再利用工作的基础性工作，体现“污染防治，预防在先”环境保护原则，落实“从源头抓起”的工作思路；（二）将电子信息产品污染防治纳入行业管理，法制化；（三）实现有毒有害物质在电子信息产品中的替代或减量化，保护环境，节约资源；（四）实现电子信息产业结构调整，产品升级换代，确保电子信息产业可持续发展（五）积极应对欧盟两指令。	答：『管理弁法』を制定した目的と意義は、次の 5 つの面にある：(1) 電子情報製品の汚染防止を廃棄する電子情報製品の回収処理およびリサイクル事業の基礎と位置づけ、「汚染を防止するにはまず予防」という環境保護の原則を明確に打ち出し、「根源からの対策」という事業思想を定着させること；(2) 電子情報製品の汚染防止を業界管理の枠に組み込み、法制化すること；(3) 電子情報製品に使用される有毒／有害物質の代替化または減量化を実現し、環境保護と資源の節約をはかること；(4) 電子情報産業の構造調整を実現し、製品のバージョンアップをはかり、電子情報産業の持続可能な発展を保証すること；(5) EU の 2 つの指令（「WEEE 指令」と「RoHS 指令」）に積極的に対応すること。

中国語	日本語訳
二、问:《管理办法》的出台对我国电子信息产业将会带来哪些影响？	2. 問：『管理弁法』を打ち出したことは、中国の電子情報産業にどのような影響をもたらすか。
答：出台《管理办法》意义重大，《管理办法》将会给我国的电子信息产业的发展带来巨大的影响。首先，出台《管理办法》将会促使我们认真思考和调整产业的发展思路，从一个全新的角度去认识、制定产业的发展目标，怎样努力贯彻中央提出的坚持科学发展观、建立节约型社会、以人为本、发展循环经济型的电子信息产业。其次，将会促使我国的电子信息产业能够紧跟当前世界范围内的一场基于资源节约和环境保护的技术革命，促进产业结构的调整、产品升级换代、提升（保持）我国电子信息产业的国际竞争力。第三，过去，我们对于电子信息产业在国民经济与社会信息化中的重要作用看得比较多，我们更多的是看到了电子信息技术在改造传统产业、提供国民经济和社会信息化的过程中的“倍增性”、“渗透性”。现在，电子信息产品中有毒有害物质的控制问题开始提到议事日程了，我们要跟上这个步伐，一定要努力将我们的电子信息产业转变为最环保的、最节约资源的绿色产业。第四，《管理办法》的出台的确会给进入我国市场的所有电子信息企业一个压力，在《管理办法》正式施行后，所有进入中国市场的电子信息产品必须按照《管理办法》的规定，在给予你的过渡期内做到有毒有害物质的替代或减量化。在短期内，《管理办法》的规定将会给企业带来成本增加的压力，但“水涨船高”，由于所有企业的压力是一样的，因此，不会影响企业间的竞争力。从长远看，《管理办	答：『管理弁法』を打ち出したことは重大な意味を持ち、『管理弁法』は中国の電子情報産業の発展に甚大な影響を及ぼすであろう。まず、『管理弁法』が公布されたことにより、我々は産業の発展路線について真摯に考慮してこれを調整し、全く新しい観点から発展目標をとらえ、制定することを求められる。そして、中央政府の提示する「科学的な発展観の堅持」、「節約型社会の確立」、「人を中心とし、循環経済型の電子情報産業を発展」という路線を定着させるべく尽力しなければならない。次に、中国の電子情報産業は、現在世界的に進んでいる資源の約型と環境保護に根ざした技術革命に追いつくべく、産業構造の調整と製品のバージョンアップが促進され、国内の電子情報産業の国際競争力は向上（維持）につながるであろう。第三に、我々はこれまで、電子情報産業が国民経済と社会の情報化の中で果たす重要な役割を重視してきたが、（今後は）電子情報技術が伝統産業を改造し、国民経済と社会の情報化プロセスの中で発揮する「倍増性」、「浸透性」をより重視することになる。現在、電子情報製品に使用される有害／有毒物質の規制に関する事項は議事日程に組み込まれたばかりだが、我々はこの流れに遅れないよう中国の電子情報産業を最も環境にやさし

中国語	日本語訳
法》将使得企业在新一轮的技术革命中得到提高。	く、最も資源を節約できるエコロジー産業に変貌させるべく尽力しなければならない。第四に、『管理弁法』が公布されたことは、中国の市場に参入するあらゆる電子情報企業にとって圧力となることは間違いない。『管理弁法』が正式に施行されると、中国市場に参入する全ての電子情報製品は必ず『管理弁法』の規定に照らし、所定の過渡期間内に有毒／有害物質の代替化と減量化を実施しなければならない。短期的には、『管理弁法』の規定を満たすことは企業にとってコスト増という圧力をもたらすであろう。しかし、「水位上がれば船も高くなる」の諺通り、すべての企業にかかる圧力は同等であり、企業間の競争力には影響しないはずである。長期的に見れば、『管理弁法』は新たな技術革命により企業をレベルアップさせることにつながるであろう。
三、问：欧盟在 2003 年 2 月发布了两个指令，其中之一是 RoHS 指令，中国的《管理办法》和欧盟 RoHS 指令有何异同？	3. 問：EU が 2003 年 2 月に公布した 2 つの指令のうちの 1 つは、RoHS 指令である。中国の『管理弁法』と EU の RoHS 指令とはどの点が異なるのか。
答：中国的《管理办法》和欧盟的 RoHS 指令相同之处有四个方面：（一）都是法律规范性文件；（二）主要目的是为实现电子电器类产品中有毒有害物质的控制（禁止使用和减量化）；（三）都涉及贸易活动（货物贸易）；（四）限制和禁止使用的有毒有害物质时一样的，都是六种：铅、汞、镉、六价铬、多溴联苯（PBB）、多溴二苯醚（PBDE）。	答：中国の『管理弁法』と EU の RoHS 指令との共通点は、次の 4 つである：(1) ともに法律規範文書である；(2) 主たる目的は、電子・電気類製品に使用される有毒／有毒物質の規制（使用禁止と減量化）である；(3) ともに、貿易活動（貨物の取引）に関係する；(4) 使用を制限、禁止する有毒／有害物質は同じであり、いずれも 6 種類、

中国語	日本語訳
	つまり、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、およびポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）である。
中国的《管理办法》和欧盟的 RoHS 指令有六个方面的不同：（一）中国的《管理办法》无需转换低一级的法律规范性文件就可以直接实施；但欧盟的 RoHS 指令无直接约束力，需要转换成欧盟成员国法律（法规）才可以实施。（二）中国的《管理办法》调整对象为电子信息产品，欧盟的 RoHS 指令调整对象为交流电不超过 1000 伏特、直流电不超过 1500 伏特的电子电器设备；欧盟 RoHS 指令的调整范围和对象比中国的《管理办法》要更宽、多。（三）中国的《管理办法》对有毒有害物质控制的监督管理采用目录管理模式；目录以“穷举法”方式形成；欧盟的 RoHS 指令将 WEEE 指令中的八大类产品全部放入，然后再对其中有毒有害物质控制技术尚不够成熟、经济上不可行产品采用“排除法”予以“豁免”。（四）中国的《管理办法》于 2006 年 2 月 28 日颁布，2007 年 3 月 1 日开始实施，有毒有害物质限制和禁止时间尚未确定；欧盟的 RoHS 指令的时间表是：2003 年 2 月 13 日《指令》颁布，2004 年 8 月 13 日转为欧盟成员国法律（法规），2006 年 7 月 1 日开始实施。所以，欧盟的 RoHS 指令实施时间要比中国的《管理办法》早，欧盟限制与禁止使用有毒有害物质的时间也比中国造一些。（五）中国的《管理办法》贯彻实施需要制定“标准”和“目录”，制定“目录”需要“标准”支撑；欧盟的 RoHS 指令《指令》的贯彻只需要标准的支撑。（六）中国的《管理办法》中对有毒有害	中国の『管理弁法』と EU の RoHS 指令は、次の 6 つの点が異なる：(1) 中国の『管理弁法』は、1 つ下のレベルの法律規範文書に置き換える必要はなく、直接実施できる。しかし、EU の RoHS 指令は直接的な拘束力がなく、EU 加盟国の法律（法規）に置き換えた後、初めて実施が可能になる；(2) 中国の『管理弁法』が調整の対象としているのは電子情報製品であるが、EU の RoHS 指令が調整の対象としているのは、交流電圧 1,000V 未満、直流電圧 1,500V 未満の電子・電気設備であり、RoHS 指令の調整対象のほうが中国の『管理弁法』よりも広範で、多岐にわたる；(3) 中国の『管理弁法』は有毒／有害物質を規制するための監督・管理にリスト管理モデルを採用し、リストは「穷举法」で作成される。EU の RoHS 指令は WEEE 指令に述べる 8 タイプの製品を全て列挙し、その中から有毒／有害物質の規制技術がまだ成熟していない、経済的に実施不可能な製品を「排除法」により「免除」している；(4) 中国の『管理弁法』は 2006 年 2 月 28 日に公布され、2007 年 3 月 1 日に実施を予定している。有害／有毒物質の制限と禁止の時期は未定である。一方、EU の RoHS 指令のタイムスケジュールでは、2003 年 2 月 13 日に「指令」として公布し、2004 年 8 月 13 日に加

中国語	日本語訳
物质的控制采取了“两步走”方式，第一步，在《管理办法》生效之日起，仅仅要求进入市场的电子信息产品以自我声明的方式披露相关的环保信息；第二步，对进入电子信息产品污染控制重点管理目录的产品实施严格监管，需要实现有毒有害物质的替代或达到限量标准的要求，然后要经过强制认证（3C 认证）才可以进入市场；而欧盟的 RoHS 指令对有毒有害物质的控制采取的是“自我声明”的方式，但欧盟的要求是“一步到位”，“自我声明”的前提是要你做到有毒有害物质的达标。	盟国の法律（法規）に変換された後、2006 年 7 月 1 日から実施することになっている。このため、EU の RoHS 指令の実施時期は中国の『管理弁法』よりも早く、EU の方が有毒／有街物質の使用を制限・禁止する時期が幾分早い；(5) 中国の『管理弁法』は必ず「基準」と「リスト」の制定を徹底しなければならず、「リスト」を制定するための手引きとして「基準」が必要である。EU の RoHS 指令は、「指令」を徹底させるために、手引きとしての基準があればよい；(6) 中国の『管理弁法』では、有毒／有害物質の規制に「2 段階実施」方式を採用している。第 1 段階は『管理弁法』の発効日からで、市場に参入する電子情報製品に対して、「自己声明文」の形で環境保護に関する情報を公開することだけを求めている。第 2 段階では、電子情報製品の汚染防止重点管理リストに掲載された製品に対して厳格な監督管理を実施し、有毒／有害物質の代替または所定の基準値を達成するよう要求し、認証（3C 認証）取得の義務を果たした後に初めて市場への参入を許可する。これに対し、EU の RoHS 指令では有毒／有害物質の規制に対して「自己声明文」方式を採用しているが、EU では「1 段階での定着」を求め、有毒／有害物質の基準達成を「自己声明文」の前提条件と定めている。
四、问：《管理办法》第一章《总则》第 3 条“电子信息产品”的定义不是很具体，一个企业如何根据这个定义去判断自己的产品是	4. 問：『管理弁法』第一章『総則』の第 3 条にある「電子情報製品」の定義は、あまり具体的でない。企業は、どのよ

中国語	日本語訳
否是“电子信息产品”？	うにしてこの定義にもとづいて自社の製品が「電子情報製品」か否かを判断するのか。
答：我们在《管理办法》颁布后将公布一个电子信息产品细目及其释义，这个细目是依照经国家统计局确认的《电子信息产业行业分类目录》、并依照《管理办法》的调整范围要求做出的。有了这个细目和释义后，业内的每一个生产者就可以方便地“对号入座”，可以确认自己生产的产品是否属于“电子信息产品”范畴了。	答：我々は『管理弁法』の公布後、電子情報製品の詳細リストとその解釈を発行する予定である。この詳細リストは国家統計局が確認した『電子情報産業の業界分類リスト』、および『管理弁法』の調整範囲の要件に照らして作成する。この詳細リストと解釈があれば、業界内のあらゆるメーカーは、あたかも「(番号に照らして) 指定席を探す」かのごとく簡単に、自社の製造する製品が「電子情報製品」の範疇に属するか否かを確認することができる。
五、问：《管理办法》中没有类似于欧盟 RoHS 指令一样的任何关于豁免的条款，以及要求豁免的方法，这是为什么？	5. 問：『管理弁法』には、EU の RoHS 指令の免除に類似する条項や免除を請求するための方法が一切ないが、これはなぜか。
答：欧盟 RoHS 指令首先将所有直流电 1500 伏特以下、交流电 1000 伏特以下的电子电气产品全部放入约束的范围，然后就其中所谓“技术尚不成熟、经济上不可行”的产品进行“豁免”，欧盟的“豁免”不是无限期的；但《管理办法》对有毒有害物质的控制采用了“目录管理”的模式，与欧盟 RoHS 指令采用的方法不同，《管理办法》设置了一个“电子信息产品污染控制重点管理目录”，这个目录一开始是空的，随着时间的推移，那些“技术上已经成熟、经济上尚可行”的实现了有毒有害物质	答：EU の RoHS 指令はまず直流電圧 1,500V 未満、交流電圧 1,000V 未満のすべての電子・電気製品を拘束される対象範囲と定め、その中からいわゆる「技術が成熟しておらず、経済的に実施が不可能」な製品を「免除」している。ただし、EU の「免除」は無期限ではない。これに対し中国の『管理弁法』は有毒／有害物質の規制に「リスト管理」によるモデルを採用しており、RoHS 指令で用いている方法とは異なる。『管理弁法』では「電子情報製品の

中国語	日本語訳
替代的或者符合了限量标准的产品将被放入目录，不放入目录就意味着暂时被“豁免”。因此，《管理办法》不需要、也没有必要设置关于豁免内容的条款。	汚染防止重点管理リスト」を作成する。このリストは当初はゼロであるが、時間が経過するにつれて「技術的に成熟しており、経済的にも実行可能」で、有毒／有害物質の代替または所定の制限基準を満たすことが可能な製品をリストに入れる。リストに掲載されていない製品は、暫定的に「免除」された製品であることを意味する。このため、『管理弁法』では免除の内容を示す条項は不要で、設置する必要性もない。
六、什么是目录管理，电子信息产品污染控制重点管理目录是如何形成的？	6. 問：リスト管理とは何か。電子情報製品の汚染防止重点管理リストは、どのように作成するのか。
答：目录管理是《管理办法》确定的有别于欧盟 RoHS 指令的对电子信息产品中有毒有害物质进行控制的管理方式。它的目标对象是所有现在已知含有六种有毒有害物质的电子信息产品，当确认其中某类产品已经实现产品的替代或有毒有害材料替代，或已经确认替代难以实现但可以做到符合限量的标准，对相关行业来说已经实现了“技术上成熟，经济上可行”，则该类产品将被放入“目录”中，实行 3C 认证。“目录”的形成过程将是渐进的，目录的形成过程将依照一定的程序，如征求相关企业意见，专家评估等。目前，我们已经起草了一个有关电子信息产品污染控制重点管理目录制定程序的规定的草案，希望将目录的制定过程法制化。目录制定程序问题要先予以确定，然后才会进行什么产品会进入目录、何时进入目录问题的研究。	答：リスト管理は『管理弁法』によって確定した管理弁法で、EU の RoHS 指令による電子情報製品中の有毒／有害物質に対する規制とは異なる。リスト管理の対象となるのは現在すでに 6 種類の有毒／有害物質を含むことが明らかな電子情報製品全てであり、そのうち一部の製品が、製品の代替または有毒／有害物質の代替材料が可能であると確認された場合、もしくは代替は実現困難であるが、基準値を満たすことが可能であると確認された場合、関連の業界側は、「技術的に成熟しており、経済的に実施可能である」として当該製品を「リスト」に掲載するべく、3C 認証を実施することになる。「リスト」の作成過程は段階的に実施され、作成の過程では関連企業の意見を取り入れたり、専門家の評価を実施したりという一定の手

中国語	日本語訳
	順が実施される。現在、我々はすでに電子情報製品の汚染防止重点管理リストの制定手順に関する草案を起草し、リストの作成過程を法制化しようとしている。まず先にリストの制定手順に関する事項を確定してこそ、どのような製品をリストに入れるか、いつリストに入れるかといった事項を検討することが可能になる。
七、问：《管理办法》确定的对电子信息产品中有毒有害物质的控制可以形象地比喻为“两步走”，请具体阐述一下。	7. 問：『管理弁法』では、電子情報製品に使用されている有毒／有害物質に対する規制のイメージを「2 段階で実施」する、と比喩しているが、具体的に説明していただきたい。
答：《管理办法》确定的对电子信息产品中有毒有害物质的控制过程的确是分为“两步走”。“第一步”是，在《管理办法》开始实施（生效）时，我们仅仅是要求所有进入市场的含有有毒有害物质的电子信息产品进行“明示”：即采用贴标识或写在产品说明书里的方式，告诉你的下游用户（消费者），在你的产品中含有的有毒有害物质或元素的名称、含量，环保使用期限和在废弃时可否回收利用等；此时，对这些产品，并没有有毒有害物质或元素的替代或限量的要求。“第二步”是，当你的产品进入了电子信息产品污染重点管理目录时，你的产品要麽是做到了对有毒有害物质或元素的替代，要麽是达到了限量的标准，这些要经过严格的 3C 认证的合格判定才可以进入市场。	答：『管理弁法』では、電子情報製品中の有毒／有害物質に対する規制を「2 段階で実施」することを明確にしている。「第 1 段階」では、『管理弁法』が実施された（発効した）段階で市場に参入している有毒／有害物質を含む電子情報製品の全てを対象に、「明記」することだけを要求する。すなわち、ラベルを貼付する、または製品の取扱説明書に記載する、といった方法により下流のユーザー（消費者）に対し、製品中に含まれている有毒／有害物質、または有害元素の名称、含有量、および環境を考慮した使用期限と廃棄時にリサイクルが可能か否かを知らせる。この際、これらの製品に対して有毒／有害物質または有害元素の代替や制限値などに関する要求はしない。「第 2 段階」では、製品が電子情報製品の汚染重点管理リストに掲載されている場合、その製品に対し有毒／有害物質

中国語	日本語訳
	または有害元素の代替、もしくは基準に定める限界値を遵守するよう求める。厳格な 3C 認証に合格しなければ、市場への参入は許可されないのである。
八、问：按照《管理办法》第十九条的规定，似乎所有进入市场的电子信息产品都要进行 RoHS 认证，但认证过程在《管理办法》中没有明确，不知道认证会不会增加生产商、销售商、进口商的负担？	8. 問：『管理弁法』第 19 条には、市場に参入するほぼすべての電子情報製品は RoHS 認証が必要であると規定されている。しかし、『管理弁法』の中では認証の過程が明文化されていないため、認証はメーカーや販売業者、輸入業者の負担増につながるのではないか。
答：由于《管理办法》对电子信息产品中的有毒有害物质的限制与禁止采用了“目录管理”模式，因此，只有进入“目录”的产品才会被进行 3C 认证，在《管理办法》开始施行（生效）时，没有进入“目录”的产品并不需要进行 3C 认证。由于这是一个“渐进”的过程，因此，企业将会有足够的时间做好相关的准备。对进入目录的产品实施 3C 认证必然会增加生产这类产品的成本，这是毫无疑义的，但对所有企业来说都是一样的，中外企业、生产商、销售商、进口商都是一样要求的。	答：『管理弁法』では電子情報製品中の有毒／有害物質を制限し、使用を禁止するために「リスト管理」モデルを採用している。このため、「リスト」中の製品だけが 3C 認証の対象となり、『管理弁法』が施行（発効）した時点では、「リスト」に入っていない製品は 3C 認証の必要性は全くない。この過程は「段階的に進行する」ため、企業には関連の準備を実施するための十分な時間がある。リストに掲載されている製品を対象に 3C 認証を実施するため、こうした製品のコストが増加するのは間違いない。しかし、企業にとって見れば中外（合弁）企業、メーカー、販売業者、輸入業者のいずれに対しても、要求は皆同じである。
九、问：《管理办法》2006 年 2 月 28 日颁布了，它将于一年之后开始施行，但有毒有害物质的限制与禁止的实施期限还没有时间表。	9. 問：『管理弁法』は 2006 年 2 月 28 日に公布され、1 年後に施行されることになっている。しかし、有毒／有害物質

中国語	日本語訳
这里出现了“颁布时间”、“施行时间”、“有毒有害物质限制与禁止的事件”三个时间，请问这三个时间各是什么意思？	の制限と禁止の期限については、まだタイムスケジュールがない。「公布時期」、「施行時期」、「有毒／有害物質の制限および禁止」の 3 つの時期については、どのように考えているのか。
答：《管理办法》的颁布时间是指正式发布的时间，从这天开始不再进行征求意见和修改了；施行时间是《管理办法》法律效力生效的时间，从这一天开始，除了关于进入电子信息产品污染控制重点管理目录的有关规定未开始执行，其他的规定都开始执行了。使用有毒有害物质的电子信息产品进入电子信息产品污染控制重点管理目录的时间目前还没有时间表。《管理办法》第二十一条是这样规定的：“信息产业部商发展改革委、商务部、海关总署、工商总局、质检总局、环保总局，根据产业发展的实际状况，发布被列入电子信息产品污染控制重点管理目录的电子信息产品中不得含有有毒有害物质的实施期限。”因此，进入目录的产品实施有毒有害物质或元素控制的时间在《管理办法》中并未确定。	答：『管理弁法』の公布時期は、正式な公布の時期を指す。この日を境に、意見の募集と修正は打ち切る。施行時期は、『管理弁法』が法的な効力を発する時期を指す。この日以降、電子情報製品の汚染防止重点管理リストに関する規定を除き、他の規定はすべて執行される。有毒／有害物質を使用している電子情報製品を電子情報製品の汚染防止重点管理リストに入れる時期については、現在はまだタイムスケジュールができていない。『管理弁法』第 21 条では、「情報産業部商業発展改革委員会、商務部、税関総署、工商総局、品質検査総局、および環境保護総局は、産業の発展状況に照らし、電子情報製品の汚染防止重点管理リストに掲載されている電子情報製品に対して、有毒／有害物質の使用を禁止する期限を公布する」と規定している。このため、リストに掲載されている製品に対し、有毒／有害物質または有害元素の規制を実施する時期について、『管理弁法』の中では明確に記していない。
十、问：从《管理办法》的内容安排可以看出，电子信息产品污染控制重点管理目录和电子信息产品污染防治标准将成为《管理办	10. 問：『管理弁法』の内容構成を見ると、電子情報製品の汚染防止重点管理リストと電子情報製品の汚染防止基準が

中国語	日本語訳
法》的两个重要支撑。有关目录的问题前面已经讲得非常清楚了，但有关标准的制定情况介绍得不多。请介绍一下标准制定的进展情况。	『管理弁法』を支える重要な 2 つの要素となるのがわかる。リストに関する事項はこれまででかなり明確になったが、基準の制定状況に関する情報量が少ない。基準制定の進捗状況について、紹介していただきたい。
答：我部已经在 2004 年启动了电子信息产品污染防治标准的制定工作。我们的思路是：积极跟踪、实质性参与国际标准的制定；完成国标委委托的起草电子电器产品有害物质浓度检测程序国家标准的任务；制定电子信息产品污染防治行业标准。目前，我们已经派员积极参与了国际 IEC/TC111 的活动，在国标委的统一协调下，牵头组织了中国对应 TC111 的 WG3 的一个技术委员会（目前暂称为中国 WG3 工作组）；组建电子电器产品有害物质浓度检测程序国家标准工作组的工作已经完毕；电子信息产品污染防治行业标准工作组已经在 2004 年 10 月组建完成，已经开始了制定电子信息产品有毒有害物质的限量标准、检测标准、无铅焊接标准、认证与标识标准的工作。目前，已经立项的电子信息产品污染防治行业标准有八个：其中有《电子信息产品中有害物质的限量要求》、《电子信息产品中限用物质的检测方法》、《电子信息产品污染防治标识及要求》、《无铅焊料的化学成分》和四个无铅焊料的材料标准。目前，前三个标准的制定进展较为顺利，已经完成了送审稿，拟提交部专门管理标准的技术基础办公室进行审定，之后将进行公示，公示结束后将提交部长专题会审议，最才可以发布。标准发布后，企业依照《管理办法》进行准备才能有所依据。由于标准的制定程序较多，时间较长，一时半时难以出台，所以，我们延长了《管	答：我が部（情報産業部）では、2004 年に電子情報製品の汚染防止基準の制定作業に着手している。我々の基本的な方針は次の通り：国際基準制定の動きに積極的に対応し、実質的に参与する；国家基準委員会に委託し、電子・電気製品の有害物質濃度検査の手順に関する国家基準の起草作業を完成する；電子情報製品の汚染防止に関する業界基準を制定する。現在、我々はすでに国際的な IEC/TC111 活動に積極的に人員を派遣している。国家基準委員会の統一的な調整のもと、中国として TC111 の WG3 に対応するための技術委員会（現在の暫定的な呼称は「中国 WG3 ワーキンググループ」）を組織している；電子・電気製品の有害物質の濃度検査手順に関する国家基準作成のためのワーキンググループは、すでに作業を終了した；電子情報製品の汚染防止に関する業界基準作成のためのワーキンググループは 2004 年 10 月に編成され、電子情報製品の有毒／有害物質の基準限界値、検査基準、鉛フリーはんだ基準、認証および表示基準の制定作業をすでに開始している。現在、すでに立案している電子情報製品の汚染防止に関する業界基準は 8 件ある。具体的には、『電子情報製品中の有害物質の制限に関する

中国語	日本語訳
理办法》的生效时间。	要求』、『電子情報製品中の制限物質の検査方法』、『電子情報製品の汚染防止基準および要求』、『鉛フリーはんだ材の化学成分』、および、鉛フリーはんだ材の材料基準 4 件である。現在、前述の 3 つの基準の制定作業は順調に進んでおり、すでに審査稿を完成して部内の基準を専門に管理している技術基礎弁公室での審査を受けることになっている。審査後には公示され、公示の終了後に部長（大臣）特別審査に通過して初めて、公布される。基準が公布されると、企業は『管理弁法』を遵守するための依拠ができる。基準制定に関する手続きは多く、長い時間を要するため、一朝一夕にこれを打ち出すことはできない。このため、我々は『管理弁法』の発効期間を延長したのである。
电子信息产品污染防治标准的制定过程一是非常“标准”、规范，我们严格按照标准的制定程序，成了标准组，制定了章程；二是公开、透明，标准组的大门是敞开的，标准组最初成立时仅有三十多家企业、单位，目前已经有八十多家企业、单位；三是标准的制定也尽量去和国际标准接轨，力争“等同采用”，由于国际标准目前仅仅处在草案提出的阶段，出台尚待时日，所以，我们是通过跟踪、参与，了解信息，力争使我们的行业标准具有“高起点、与国际标准看齐”的特点，使得其在将来可以顺利地转换为等同采用国际标准的国家标准。	電子情報製品の汚染防止基準を制定する過程は、第一に、高度な「基準化」と規範化。我々は厳格に基準制定の手順に則り、基準グループを編成して規則文書を制定した。第二には、公開度と透明度。基準グループは広く門戸を開放しており、設立当初は 30 社あまりの企業・部門に過ぎなかったが、現在では 80 社を超える企業・部門を擁している。第三には、基準制定においても、国際的な基準と極力足並みを揃え、「同等基準の採用」を目指すこと。現在、国際基準はまだ草案提出の段階にすぎず、実際に公布するまでにはさらなる時間を要する。このため、我々は追跡調査と参与を通じて情報を収集し、我々の業界基

中国語	日本語訳
	準に「高い立脚点で国際基準を手本とする」という特徴を具備させるべく尽力し、今後、国際基準と同等の基準を採用した国家基準への円滑な切り替えを実現する。
信息产业部版权所有，如需转载，请注明信息来源。	情報産業部による版権所有につき、転載の際は情報源を明記されたい。